

利用前におさえておきたい、
疑問質問をまとめました。

よくある質問 Q&A

Q 他の「訪問介護・看護」との違いは？

A. 通常の訪問介護・看護は、時間単位で決められた枠の中でしかサービスを受けられませんが、看護小規模多機能型居宅介護はその人に必要なときに必要な分だけ、利用できます。また、介護と看護の連携で、状態変化にいち早く対応できます。

Q 利用回数や、宿泊回数に制限はありますか？

A. いいえ、特に制限はありません。
希望を聞きながら、担当のケアマネジャーがサービスを組み立てます。希望者が定員を超えた場合は調整のご相談をさせていただきます。ただし、緊急の場合は可能な限り柔軟に対応いたします。

Q 現在、「泊まり」サービスを必要としていないのですが、泊まり以外での利用はできますか？

A. はい、できます。
泊まりに限らず必要のないサービスは無理に使わなくても良いです。現在「泊まり」を必要としない方も将来的に安心ですし、緊急時のみの利用も可能です。

Q 看護小規模多機能型居宅介護はどこですか？

A. 自宅で継続して生活するために必要な支援をする介護サービスです。
介護が必要となる時間が不規則で、サービスの調整に困っている方、退院直後で自宅での生活が困難な方、家庭での医療処置の不安を相談したい方、医療ニーズが高く他の事業所でサービスを受けられない方、など対象者はさまざまです。

Q 現在、担当のケアマネジャーさんがいますが、サービス移行後も担当は変わりませんか？

A. いいえ、事業所内のケアマネジャーと交代していただくことになります。
これは看護小規模多機能型居宅介護施設の特徴で、複数のサービスを1つの事業所で行っているため、素早くご利用者の状況を把握し、必要に応じてプランの変更を行っていくためです。

Q 看護小規模多機能型居宅介護サービスに移行した場合、他の事業所は利用できなくなりますか？

A. 一部の介護サービスが使えなくなります。
介護保険を利用して福祉用具貸与・販売、住宅改修、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導は併用してご利用いただけます。

Q 今よりも重度化になった場合は、他施設へ移行しなければいけませんか？

A. 基本的には、最期を迎える「看取り」まで、ご利用頂きたいと考えております。しかし、事業所内の設備の関係や医師が常駐していないこともあり、複雑な機器が必要な医療処置があったり、医療の依存度が著しく高い方はご利用が困難になる場合があります。

詳しいサービス内容やご質問については、
下記までお問い合わせください。



〒522-0231 彦根市極楽寺町 596

TEL : 0749-25-5355

FAX : 0749-25-5366

mail : swc@kisoukai.com



見学
受付中

<http://www.kisoukai.com>



小規模多機能型サービスに訪問看護サービスが加わります

24時間 365日の一体的なケアを行い、医療ニーズの高い方が慣れ親しんだ地域と家で身近な人に囲まれて暮らし続けることを、看護と介護の連携でサポートします。

サービスのイメージ

「通い」、「泊まり」、「訪問介護」、「訪問看護」が利用できます。

事業所に配置されたケアマネジャーがサービスの管理をします。

利用者や家族の状態に合わせて柔軟にサービスを組み合わせ提供することができ、状態の変化による急な「泊まり」の受け入れや、夜間の「訪問」なども可能です。



24時間
365日
の
サポート

医療ニーズの
高い方も
安心

柔軟な
サービスで
緊急時にも
対応

《 サービスで対応できる医療処置の例 》

- ◇医療機器を利用している方……………胃ろうなどの管理、カテーテル類の管理
- ◇生活リハビリが必要な方……………飲み込みの訓練、車いすへの移動、歩行の訓練、排泄の自立
- ◇褥瘡(床ずれ)などがある方……………創傷の処置、悪化の防止
- ◇認知症の方……………生活リズムの調整、認知症状への看護や介護相談
- ◇終末期の方(がん、老衰など)……………苦痛の緩和、精神的な支援、看取り
- ◇ご家族や介護者の方……………医療機器の取り扱いや介護の相談・指導、精神的な支援

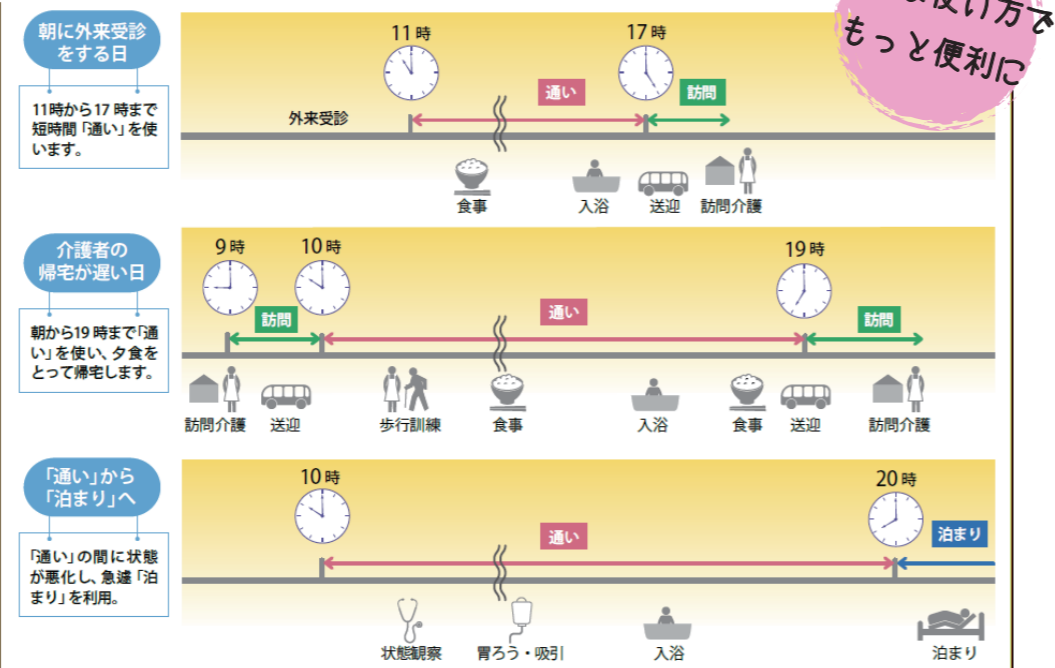
サービスを利用できる方

要介護度1~5の認定を受けた方

彦根市にお住まいの方 ※

※他市町村の方でも利用できる場合がありますので、ご相談ください

サービスの利用例



看護小規模多機能型サービスの良いところ

- ◇家に近い環境で、顔なじみの職員から「通い」「泊まり」「訪問」のサービスを一体的に受けられるため、安心感がある。
- ◇毎回ケアプランを作り直さなくても、その時々に応じて臨機応変に利用できる。
- ◇契約する事業者が一つなので、連絡などの手間が少ない。
- ◇利用料が月額なので、介護費用がふくらみすぎない。
- ◇サービスをバラバラに利用するよりも、体調面・生活面・精神面をトータルで把握でき、病状の悪化や防止になる。

サービス利用者とスタッフの声

具合が悪くなったときに泊まりで見てもらえるのは家にいるより安全で助かります。これまではそうした場合には、入院するしかありませんでした。(利用者家族)

常に顔なじみのスタッフが対応することで利用者さんが安心感を得られると、認知症のBPSD（周辺症状）による暴力や徘徊が改善するケースがあります。(看護職員)

医療処置ができるのは大きな変化です。「通い」の利用者が普段より悪化した際は、主治医に指示を受けてすぐ対処できるため、状態の変化しやすい方には最適です。(管理者)



利用料金

平成28年8月1日現在
彦根市の地域区分は6級地のため、1単位あたりの単価は10.33円です

1. 基本料金（介護保険適用）

要介護区分	単位数	自己負担(1割負担の場合)
要介護1	12,341	12,749
要介護2	17,268	17,838
要介護3	24,274	25,076
要介護4	27,531	28,440
要介護5	31,141	32,169

単位/月 円/月

2. 各種加算料金（介護保険適用）

加算の名称	単位数	自己負担(1割負担の場合)	備考(主な要件等)
初期加算	30 単位/日	31 円/日	利用開始日または30日以上を超える入院後の再利用開始日から30日間に限る
認知症加算(Ⅰ)	800 単位/月	827 円/月	日常生活自立度Ⅲ、ⅣまたはMの方
認知症加算(Ⅱ)	500 単位/月	517 円/月	要介護2かつ日常生活自立度Ⅱの方
退院時共同指導加算	600 単位/回	620 円/回	退院・退所後、初回の訪問看護に限る(厚生労働大臣が定める特別な管理が必要な方は2回に限る)
事業開始支援加算	500 単位/月	517 円/月	事業開始後1年間に限る
緊急時訪問看護加算	540 単位/月	558 円/月	利用者の同意を得て、計画外で緊急訪問を行える場合に限る
特別管理加算(Ⅰ)	500 単位/月	517 円/月	病状に応じ、計画的な管理を行った場合厚生労働大臣が定める区分に該当する方
特別管理加算(Ⅱ)	250 単位/月	259 円/月	病状に応じ、計画的な管理を行った場合厚生労働大臣が定める区分に該当する方
ターミナルケア加算	2,000 単位/月	2,066 円/月	死亡日を含む前15日間に1~2日以上ターミナルケアを行った場合の死亡月に限る
訪問看護体制強化加算	2,500 単位/月	2,583 円/月	医師の指示書に基づく看護サービスの実施割合、緊急時訪問加算の算定割合、特別管理加算の算定割合が基準を上回った場合
総合マネジメント体制強化加算	1,000 単位/月	1,033 円/月	多職種による計画の見直しや病院等への日常的な情報提供等を行う等の体制が整備されている場合
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	640 単位/月	662 円/月	職員体制による加算(介護福祉士の比率が50%以上)
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	7.6% 単位/月	円/月	1月につき、所定単位に7.6%を乗じた額

3. その他の料金（介護保険適用外）

項目	金額
宿泊費	3,500 円/日
朝食	380 円/食
昼食	400 円/食
おやつ	100 円/食
夕食	600 円/食
おむつ代	実費
理美容代	実費
洗濯代	200 円/回
電気機器持込料	30 円/日
その他の日常生活費	実費

◆ 計算例 ◆

要介護度4
パルーンの交換が必要な方
通い 1ヶ月に12回利用
泊まり 1ヶ月に4回利用
訪問看護 1ヶ月に4回利用
訪問介護 1ヶ月に12回利用

【1ヶ月の費用の目安】
57,502 円

項目	単位	負担金額
基本料金 要介護4	27,531	28,440 円
緊急時訪問看護加算	540	558 円
特別管理加算(Ⅰ)	500	517 円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	640	662 円
総合マネジメント加算	1,000	1,033 円
介護職員処遇改善加算	2,296	2,372 円
介護保険1割負担分 計(A)		33,582 円

項目	金額	回数
介護保険1割負担分(A)	33,582 円	
宿泊費	14,000 円	泊まり利用時 4回
食事代	朝食 1,520 円	泊まり利用時 4回
	昼食 4,800 円	通い利用時 12回
	おやつ 1,200 円	通い利用時 12回
	夕食 2,400 円	泊まり利用時 4回
計	57,502 円	

※あくまで目安ですので、利用者の状態や利用状況によって金額は異なります。ご了承ください。
※医療保険の訪問看護を使われた方は別途料金がかかります。
※1割負担の方を例に算定しております。